

湖沼における環境基準の類型指定見直し（案）

宮城県環境対策課

令和 6 年 8 月 6 日付け環対第 1 8 8 号により宮城県環境審議会に対してなされた「湖沼における生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の見直しについて（諮問）」は、水質部会の意見として下記のとおり環境審議会に報告し、審議いただくこととしてよろしいか。

1 C O D 等

水域の名称	水域の範囲	現行		見直し（案）		基準点	告示日
		類型 ¹	達成期間 ²	類型	達成期間 ²		
栗駒ダム	栗駒ダム全域	AA	イ	<u>A</u>	イ	栗駒ダム出口	昭和 47 年 4 月 28 日宮城県告 示第 373 号
花山ダム	花山ダム全域	AA	イ	<u>A</u>	イ	花山ダム出口	
鳴子ダム	鳴子ダム全域	AA	イ	<u>A</u>	イ	鳴子ダム出口	
漆沢ダム	漆沢ダム全域	AA	イ	<u>A</u>	<u>ハ</u>	漆沢ダム出口	
釜房ダム	釜房ダム全域	AA	イ	<u>A</u>	イ	釜房ダム出口	
大倉ダム	大倉ダム全域	AA	口	<u>A</u>	<u>イ</u>	大倉ダム出口	昭和 48 年 5 月 29 日宮城県告 示第 548 号
樽水ダム	樽水ダム全域	A	イ	A	<u>ハ</u>	樽水ダム出口	昭和 47 年 4 月 28 日宮城県告 示第 373 号
七北田ダム	七北田ダム全域	A	イ	A	<u>ハ</u>	七北田ダム出口	平成 8 年 5 月 7 日宮城県告示第 608 号

2 全磷

水域の名称	水域の範囲	現行		見直し（案）		基準点	告示日
		類型 ¹	達成期間 ²	類型 ¹	達成期間 ²		
大倉ダム	大倉ダム全域		二 暫定目標 (昭和 65 年度) 全りん 0.012mg/L		<u>イ</u>	大倉ダム出口	昭和 61 年 2 月 25 日宮城県告 示第 208 号

3 全窒素

水 系	水域の範囲	新規指定（案）		基準点
		類型 ¹	達成期間 ²	
七北田ダム	七北田ダム全域	—	<u>ハ</u>	七北田ダム出口

1 類型 内容については資料 1-5 の 3~4 p 参照

2 達成期間

イ：直ちに達成、口：5 年以内で可及的速やかに達成、ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

二：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

3 下線は、新規指定及び見直し（案）で現行より変更となったもの。